

宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標の設定について

宮城県では、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者のサービス選択に資する情報提供の充実を図るため、福祉サービス第三者評価を実施しています。

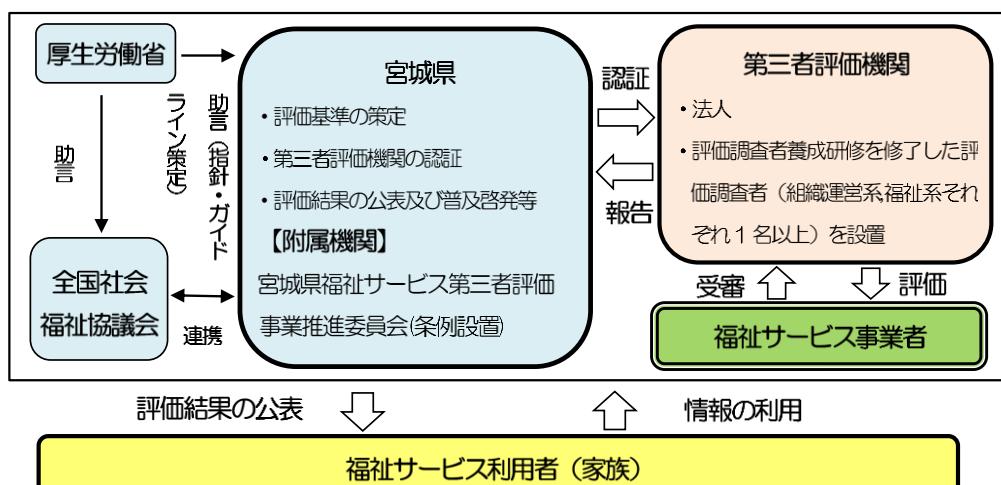
少子高齢化や福祉ニーズの高度化・多様化を背景に、本事業の一層の推進が必要となっており、また、厚生労働省の定める「福祉サービス第三者評価事業に関する指針（平成30年4月1日施行）」により、各都道府県において受審（福祉サービス事業者が第三者評価を受けること）促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めることとされていることを踏まえ、平成31年度からの3年間について、受審率の数値目標を設定したので公表します。

1 福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価は、よりよい福祉サービスの実現に向けて、福祉サービス事業者の提供するサービスの質について、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。個々の事業者が具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上が図られます。また、評価結果の公表により、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

第三者評価の受審と評価結果の公表は任意ですが（乳児院等の社会的養護施設を除く。）、利用者本位の福祉の実現のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

第三者評価は、各福祉サービスの特性に応じて評価項目や判断基準を定めた「評価基準」に基づいて行われます。宮城県では、「保育所分野」「障害者・児福祉サービス分野」「高齢者福祉サービス分野（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム・軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護）」の3分野について、評価基準を策定するとともに、評価結果の公表や普及啓発を行っています。



※受審と評価結果の公表が義務づけられている社会的養護施設については、全国社会福祉協議会から全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。社会的養護施設の受審状況は、別紙「宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況」のとおりです。

2 受審率の数値目標について

本事業の更なる推進を図るため、平成31年度からの3年間について、福祉サービスの分野ごとに受審率の数値目標を設定します。

(1) 保育所分野

	推移			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	初年度 (平成31年度)	第二年度 (平成32年度)	第三年度 (平成33年度)
受審率	2.6%	2.5%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%
受審件数	10	10	10	11	12	13
(参考) 対象事業所数	380	405	421	— (440)	— (460)	— (480)

※設定の考え方：平成27年度から受審件数は10件で推移している一方、対象事業所数が増加しているため受審率は遞減しています。初年度の目標数値は平成29年度を上回る2.5%（11件）とし、以降毎年度0.1%（1件）ずつ増加させるものです。

※受審率算定に係る対象サービス：保育所

(2) 障害者・児福祉サービス分野

	推移			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	初年度 (平成31年度)	第二年度 (平成32年度)	第三年度 (平成33年度)
受審率	0.3%	0.3%	0.8%	0.5%	0.6%	0.7%
受審件数	3	3	8	6	7	8
(参考) 対象事業所数	874	987	1,036	— (1,116)	— (1,156)	— (1,196)

※設定の考え方：平成29年度は受審件数が多かったものの、他の年度は3件と少なく、過去3年間の平均受審件数は4.6事業所、平均受審率は0.35%となっています。初年度の目標値は平均を上回る0.5%（6件）とし、以降毎年度0.1%（1件）ずつ増加させるものです。

※受審率算定に係る対象サービス：障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所施設、障害児入所支援、福祉ホーム

(3) 高齢者福祉サービス分野

	推移			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	初年度 (平成31年度)	第二年度 (平成32年度)	第三年度 (平成33年度)
受審率	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%
受審件数	4	2	2	3	4	5
(参考) 対象事業所数	1,705	1,721	1,731	— (1,740)	— (1,750)	— (1,760)

※設定の考え方：平成27年度の受診件数4件に対し、平成28年度及び平成29年度は各2件で、過去3年間の平均受審件数は2.7事業所、平均受審率は0.13%となっています。初年度の目標値は平均を上回る0.2%(3件)とし、以降毎年度0.05%(1件)ずつ増加させるものです。

※受審率算定に係る対象サービス：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護

3 今後の対応について

福祉サービス第三者評価の受審率の向上を図るため、本事業の普及啓発を行います。特に、事業者に対しては、各種説明会や研修会、指導監査等様々な機会を通じ、制度の周知及び受審の促進を行います。なお、本事業の普及・啓発に当たっては、受審率など本事業の実施状況を評価した上で行っています。

【参考】

別紙 宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況（平成27年度から平成29年度まで）

【担当】

制度 全般 社会福祉課団体指導班（内線2516）

保育所分野 子育て社会推進室保育支援班（内線2529）

障害者・児福祉サービス分野 障害福祉課運営指導班（内線2558）

高齢者福祉サービス分野 長寿社会政策課介護保険指導班（内線2556）

※宮城県保健福祉部の上記課室において、福祉サービス第三者評価を担当しています。

電話でのお問合せは、「022-211-〇〇〇〇（上記4桁の内線番号）」によりお願いします。

別紙

宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

平成30年4月1日現在

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設	21	1	4.8%	23	5	21.7%	22	7	31.8%
うち受審義務対象施設	18	1	5.6%	20	5	25.0%	19	7	36.8%
児童養護施設	8			10			10		
(うち地域小規模児童養護施設)	(3)			(5)			(5)		
乳児院	2			2			2		
児童心理治療施設	1			1			1		
児童自立支援施設	1			1			1		
母子生活支援施設 (H27・28:うち1件休止)	6			6			5		
うち受審義務対象外施設 (児童自立援助ホーム)	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
②社会的養護施設以外3分野	2,959	17	0.6%	3,113	15	0.5%	3,188	20	0.6%
うち保育所分野	380	10	2.6%	405	10	2.5%	421	10	2.4%
うち障害者・児福祉サービス分野	874	3	0.3%	987	3	0.3%	1,036	8	0.8%
障害福祉サービス	650			718			747		
障害者支援施設	38			38			38		
障害児通所施設	178			222			242		
障害児入所支援	6			6			6		
福祉ホーム	2			3			3		
うち高齢者福祉サービス分野	1,705	4	0.2%	1,721	2	0.1%	1,731	2	0.1%
特別養護老人ホーム	174	2	1.1%	181	2	1.1%	186	1	0.5%
養護老人ホーム	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
軽費老人ホーム	46	0	0.0%	46	0	0.0%	47	0	0.0%
通所介護	946	1	0.1%	946	0	0.0%	957	0	0.0%
訪問介護	530	1	0.2%	539	0	0.0%	532	0	0.0%
対象事業所全体	2,980	18	0.6%	3,136	20	0.6%	3,210	27	0.8%

※社会的養護施設:全国共通の評価基準により、全国推進組織(全国社会福祉協議会)の認証を受けた評価機関が実施。

一部(児童自立援助ホーム・ファミリーホーム)を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務あり。

※社会的養護施設以外:宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※対象事業所数:宮城県保健福祉部保健福利総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」の各年度6月1日現在による。

ただし、「高齢者・訪問介護」については、長寿社会政策課作成「介護サービス事業者リスト(事業所一覧)」の各年度5月1日現在による。

「社会的養護施設」のうち「地域小規模児童養護施設」については、本体施設(児童養護施設)に含む。

「保育所分野」における対象事業所数は、認可保育所数である。

「障害者・児福祉サービス分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

「高齢者福祉サービス分野」については、「地域密着型サービス事業所」を含む。また、同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。